

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

令和六年度分の個人住民税について、定額減税を実施する。

二、法人事業税の改正

減資等により外形標準課税の対象法人が減少していること等の課題に対応するため、その適用対象法人の見直しを行う。

三、固定資産税及び都市計画税の改正

令和六年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。

四、森林環境譲与税の改正

譲与基準の見直しを行う。

五、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行する。